

令和 5 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、4つの指標からなる「健全化判断比率」と「資金不足比率」を公表します。この指標は、地方公共団体の財政の健全度を数値化することで破たんを防ぎ、早期に健全化を促すことを目的としています。

五泉市の令和5年度決算に基づく比率は、以下のとおりです。

○健全化判断比率

財政の健全化を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標があります。五泉市の比率はいずれも早期健全化基準を下回りました。

健全化判断比率	五泉市の比率	早期健全化基準 (黄色信号)	財政再生基準 (赤信号)	説明
実質赤字比率	赤字額なし (なし)	12.86%	20.00%	標準財政規模（市税や地方交付税などの理論的な一般財源の規模）に対する、一般会計などの実質赤字額の比率です。
連結実質赤字比率	赤字額なし (なし)	17.86%	30.00%	標準財政規模に対する、すべての会計（川東財産区一般会計を除く）を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の比率です。
実質公債費比率	7.1% (6.9%)	25.0%	35.0%	標準財政規模に対する、一般会計などが負担する元利償還金（一般会計からの繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるものなどを含む）の比率です。
将来負担比率	46.4% (36.6%)	350.0%		標準財政規模に対する、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債（償還する地方債や、負担する退職手当支給予定額など）の比率です。

※（）は令和4年度決算の数値です。

○資金不足比率

令和5年度決算も、資金不足を生じた公営企業会計はありませんでした。

資金不足比率	五泉市の比率	経営健全化基準 (黄色信号)	説明
水道事業会計	資金不足なし (資金不足なし)	20%	料金収入など事業の規模に対して、公営企業の資金不足がどのくらいの割合かを示す指標です。
下水道事業会計	資金不足なし (資金不足なし)	20%	

※（）は令和4年度決算の数値です。